

県営住宅ガイド

【申し込み受付場所】

- ① 西濃地区の藤江・荒崎・宮代住宅、飛騨地区の赤保木住宅を申し込む場合
岐阜県住宅供給公社

〒503-0807

大垣市今宿6丁目52番地18

ワークショップ24 6階（ソフトピアジャパン内）

電話（0584）81-8503（直通）

- ② 岐阜地区の白木町・近の島・加野・田神・夕陽ヶ丘・尾崎・北方住宅を申し込む場合
岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所

〒500-8384

岐阜市藪田南5丁目14番地12

岐阜県シンクタンク庁舎3階

電話（058）214-7058（直通）

- ③ 東濃地区の旭ヶ丘・泉北住宅を申し込む場合
東濃建築事務所

〒507-0027

多治見市上野町5丁目68番地1

東濃西部総合庁舎4階

電話（0572）23-1111（内線336）

【県営住宅ガイドの配布】

- 飛騨地区の赤保木住宅への入居を希望される場合
飛騨建築事務所

<ガイドの配布のみ。申し込み受付は上記①の岐阜県住宅供給公社で行います。>

高山市上岡本町7丁目468番地

飛騨総合庁舎2階

電話（0577）33-1111（内線392）

【募集状況】

○岐阜県ホームページ <http://www.pref.gifu.lg.jp/page/3287.html>

目 次

1	県営住宅一覧	1
2	入居の資格	2、3
3	緊急連絡先	3
4	入居にあたっての注意事項	3、4
5	申込みから入居まで	5、6
6	優先入居	7
7	申込みに必要な書類	8
8	収入基準	9～12
9	裁量階層	13
10	特定目的住宅	14
11	特定公共賃貸住宅	14
12	入居後の各種手続	14、15
13	収入超過者・高額所得者への対応	16
14	問い合わせ場所	17

1 県営住宅一覧

(令和5年12月1日現在)

地区	住宅名	所在地	管理戸数	構造	建設年度	問い合わせ先
岐阜	しらきまち 白木町	〒500-8085 岐阜市白木町 28 番地 1	50	中層耐火・5階建	S61	○岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所 TEL 058-214-7058 岐阜県住宅供給公社 管理課 TEL 0584-81-8503
	こんしま 近の島	〒502-0934 岐阜市大福町 5 丁目 13 番地 1	240	中層耐火・4階建 中層耐火・5階建	S32～S39 S39	
	かの ◇加野	〒501-3107 岐阜市加野 3 丁目 2 番	480	中層耐火・5階建	S46～S47	
	たがみ ◇田神	〒500-8157 岐阜市五坪 2 丁目 1 番	250	中層耐火・5階建	S53～S56	
	ゆうひがおか ◇夕陽ヶ丘	〒500-8014 岐阜市夕陽丘 18 番地 1	30	中層耐火・5階建	S62	
	おざき ◇尾崎	〒504-0004 1 丁目 3 番地 各務原市尾崎西町 2 丁目 1 番地 3 丁目 1 番地	1,126	高層耐火・10階建 高層耐火・9階建 中層耐火・5階建	S50～S52 S49～S51 S48～S60	
	きたがた ◆北方	〒501-0431 本巣郡北方町北方 1857 番地	642 内特公賃 (5)	高層耐火・8階建 高層耐火・9階建 高層耐火・10階建 高層耐火・8階建	H9 H11 H17 H22	
西濃	ふじえ ◇藤江	〒503-0893 大垣市藤江町 1 丁目 3 番地 1	200	中層耐火・4階建	S45～S59	○岐阜県住宅供給公社 管理課 TEL 0584-81-8503
	あらかき ◇荒崎	〒503-0996 大垣市島町 236 番地 1 208 番地 1	310	中層耐火・5階建	S47～S50	
	みやしろ ◇宮代	〒503-2124 不破郡垂井町宮代 1070 番地 4	200	中層耐火・5階建	S51～S63	
東濃	あさひがおか ◇旭ヶ丘	〒507-0071 多治見市旭ヶ丘 8 丁目 29 番地の 3	408	中層耐火・4階建	S46～S50	○東濃建築事務所 TEL 0572-23-1111 (内線 336) 岐阜県住宅供給公社 管理課管理室 TEL 0584-81-8503
	せんぼく ◇泉北	〒509-5161 土岐市泉が丘町 3 丁目 1～3 番地	254	中層耐火・4階建 中層耐火・5階建	S51～H1	
飛騨	あかほぎ ◇赤保木	〒506-0045 高山市赤保木町 1188 番地	72	中層耐火・4階建	S47～S51	○岐阜県住宅供給公社 管理課 TEL 0584-81-8503 飛騨建築事務所 (ガイドの配布のみ) TEL 0577-33-1111 (内線 392)

注) 1 ○印は、主たる問い合わせ先になります。なお、東濃建築事務所と飛騨建築事務所の電話番号は、同事務所が入居している東濃西部総合庁舎、飛騨総合庁舎の代表番号となります。

2 ◇印の住宅には高齢者対応型住戸(14ページ参照)があります。

3 ◆印の住宅には身体障がい者用住戸(14ページ参照)、特定公共賃貸住宅(14ページ参照)があります。

4 北方住宅は、「ハイタウン北方」の愛称でも呼ばれています。

2 入居の資格

県営住宅への入居を申し込まれる方（以下、「入居者」）は、次の①から⑤全ての条件にあてはまる必要があります。

- ① 都道府県税を滞納していないこと（非課税の方は可）
- ② 同居者がいる場合には親族であること
- ③ 住宅に困窮していること（同地区の公営住宅に住んでいないこと）
- ④ 収入基準額を超えていないこと
- ⑤ 暴力団の構成員でないこと

①都道府県税を滞納していないこと

都道府県税（自動車税等県税全般）を滞納されている方は入居資格がありません。

②同居者がいる場合には親族^{※1}であること（特別な事情^{※2}のある場合は除く。）

※1 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。

※2 特別な事情とは入居者が単身であり、世話をする人が必要になる等の事情のある場合を指します。

○ 婚約期間中の方は入籍予定日の4ヶ月前から申込みができます。

例) 5月に結婚（入籍）する方は、1月には申込みができます。

（入居許可日から3ヶ月以内に2人とも入居しなければなりません。名義人の方は入居可能日から15日以内に入居しなければなりません。※ 後日確認します。）

③住宅に困窮していること

○次のような実情にある場合などを「住宅に困窮している」とみなします。

- ・住宅でない建物や場所に住んでいる。
- ・保安上危険または衛生上有害な状態の住宅に居住している。
- ・入居人数に比べ部屋数が少ない住宅に居住している。
- ・住宅の規模、設備、間取りと世帯構成との関係から衛生上または風紀上不適当な居住状態にある。
- ・正当な事由による立ち退きの要求を受けている。（自己の責による事由に基づく場合を除く。）
- ・通勤、通学に時間がかかりすぎる。
- ・収入に比べて著しく高い家賃を支払っている。
- ・住宅ローンが支払い不能に陥ったため自家を手放さなければならない。差し押さえ等により自家所有者でなくなる。（ただし、入居説明会までに、所有権移転後の登記簿謄本等の証明書を提出していただきます。）

注) 住宅を所有している方や、同地区の公営住宅に入居している方は、原則、申込みができません。

④収入基準額を超えていないこと

県営住宅の目的は、住宅困窮者のために低廉な家賃で住宅を供給し、県民生活の安定と福祉の増進に寄与することです。入居申込世帯の収入基準額は、月額所得で15万8千円以下です。

※ 収入基準については10ページ以下を参照

⑤暴力団の構成員でないこと

県営住宅の性質上、他の入居者の安全を脅かす暴力団員の入居はできません。

3 緊急連絡先

県営住宅へ入居が決定した際には、緊急連絡先（原則親族）が1名必要となります。

(1) 緊急連絡先の条件

緊急時に連絡が取れ、対応等が可能と認められる者。

入居後、確認のため緊急連絡先に連絡を取ります。

（詳細は受付時に確認ください。）

(2) 緊急連絡先へ連絡する場合

- ・入居者と連絡がとれない場合の対応
- ・家賃滞納が発生した場合の入居者との連絡調整
- ・入居者が死亡し、または無断で退去した場合における退去手続き

(3) 必要な書類

緊急連絡先となる者の本人確認書類。

4 入居にあたっての注意事項

(1) 入居前に必要な手続き

入居住宅が決定した後に、次の手続きが必要です。

① 請書の提出

請書とは、入居する方が県の規則等を堅く守ることを約する書面です。

添付書類として、緊急連絡先の本人確認書類が必要です。

② 敷金の納入

敷金として、家賃の3ヶ月分に相当する額を納入していただきます。

県営住宅を退去するとき、未納家賃等の債務があるとき及び退去される際に実施する明渡検査において住戸の補修が必要なときは、納入した敷金からそれらに充当する額を控除して返還します。

(2) 入居の期限

入居日通知書に記載されている入居日から15日以内に入居しなければなりません。入居されない場合は入居決定を取り消すことがあります。また、入居後はその事実を確認するため、世帯全員の記

載のある住民票の写し等を提出していただきます。

(3) 浴槽、エアコン、ガスコンロ、電気器具の設置

住戸には、原則、浴槽等は備え付けられていません。設置されていない場合は、入居する方の負担で設置していただく必要があります。なお、設置した場合には退去する際に、自己負担で撤去が必要です。

(4) 駐車場の使用申込

各住宅における駐車場の整備状況は次のとおりです。

住 宅	駐車場の有無
白木町住宅	×
上記以外の住宅	○ (有料)

白木町住宅以外は、住宅内に有料の駐車場が設置されています。ただし、藤江住宅及び赤保木住宅については、全戸数分の駐車場が確保されていません。また、他の住宅においても1戸当り原則1台となっていますので、申込み等詳細については、岐阜県住宅供給公社までお問い合わせください。

駐車場の使用を希望される場合は、駐車場使用許可を受けるとともに、駐車場使用契約を結ぶ必要があります。

県との間で締結した駐車場使用契約書(写)は、車庫証明申請時に必要な使用承諾証明書の代わりとなりますので大切に保管してください。

県営住宅の駐車場を使用できるのは、入居名義人及びその同居人で、自動車を所有または自動車の使用権利を保有し、かつ、自己のためにその自動車を使用する方に限られます。

駐車場の収容台数には限りがあります。県営住宅の敷地内に駐車できない場合は、自己の責任において敷地外に駐車場を確保してください。指定された駐車場以外の場所への駐車は、交通事故の原因となり、緊急用車両の通行を妨げるため、絶対にしないでください。

(5) 共益費の支払いと共同施設の維持活動への参加

毎月の家賃以外に、共益費の支払いが必要です。共益費とは、住宅の全ての入居者に共同で負担していただく費用で、主に次のようなものが挙げられます。

- 水道水を給水塔へポンプアップするための電気代及び消耗品代
- 門灯、外灯、階段灯などの電気代及び電球、スイッチの修繕料
- 塵埃の処理費、下水・側溝の清掃費
- 敷地・下水等の清掃用具、共同備品または消耗品の購入に要する費用
- 共同水洗の水道使用料
- エレベーターの維持経費
- その他共益的な経費

また、共同施設の維持活動への参加もお願いいたします。

(6) ペット類(犬・猫・小鳥等)飼育の禁止

住宅内で、犬猫等の動物を飼育・餌付けまたは持込むこと(預かり)も禁止です。

※身体障害者補助犬を除く(身体障害者補助犬法第7条3項)

(7) 自治会活動への参加

入居される方には自治会への参加をお願いしております。自治会活動には敷地内の清掃などの活動を含みます。詳細については、各自治会にお問い合わせください。

5 申込みから入居まで

(1) 定期募集（当月のみ募集のある住宅の場合）

1 募集住宅の確認

- ・入居したい住宅が今月募集されているかどうか確認してください。
（募集期間は毎月1日から月末まで1ヶ月間）
- ・岐阜県住宅供給公社のホームページで住宅の写真を公開しています。
<問い合わせ先>
入居したい住宅の受付場所（表紙参照）へお問い合わせください。※土日祝日を除きます。
<掲載ホームページ>
岐阜県（<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/3287.html>）
岐阜県住宅供給公社（<http://juko.gifu-djr.or.jp/kenei/index.htm>）

2 入居申込み

- ・必要な書類（8ページ参照）を準備し、表紙の受付場所まで持参してください。
（その場で資格審査を行いますので、郵送による申込みはできません。）
- ・申込みが多数で抽選を行う場合は、申込みをした月の翌月に、抽選会場・日時をはがきにより通知します。

3 公開抽選会

- ・入居申込みをした月の翌月上旬に抽選を行い、入居住宅を決定します。
- ・抽選会には必ず出席していただきます。（原則、申込者の方が出席してください。）
- ・申込みがなかった住宅については、随時募集として、入居申込みができます。（※随時募集住宅については、申込受付と同時に入居予定住宅となりますので、ご希望の住宅等があればお早めに入居申込みをしてください。）

4 事前審査

- ・請書を提出していただきます。
- ・請書及び緊急連絡先になるものの本人確認書類を提出していただきます。
- ・提出書類の審査において記載内容に虚偽があった場合は入居決定を取り消すことがあります。

5 入居手続き及び入居説明会

- ・入居説明会は、入居申込みをした月の翌月下旬に行います。
- ・入居説明会当日に、敷金（家賃の3ヶ月分）を金融機関で納めていただきます。
- ・入居に当たっての注意事項等の説明を受けていただいた後、住宅の鍵を渡しますので、必ず申込者本人または同居するご家族の方が出席してください。

6 入居日

- ・「入居日通知書」に記載されている日から15日以内に入居してください。なお、入居の事実を確認するため20日以内に世帯全員の住民票を提出していただきます。

注) 1 1申込みに対して、1住宅しか申込みができません。
2 入居申込書類はお返しいたしません。
3 入居を辞退する場合は「辞退届」の提出をお願いします。

(2) 随時募集（常に募集のある住宅の場合）

1 募集住宅の確認

- ・入居したい住宅が**現在**募集されているかどうか確認してください。
- ・岐阜県住宅供給公社のホームページで住宅の写真を公開しています。

<問い合わせ先>

入居したい住宅の受付場所（表紙参照）へお問い合わせください。※土日祝日を除きます。

<掲載ホームページ>

岐阜県（<http://www.pref.gifu.lg.jp/page/3287.html>）

岐阜県住宅供給公社（<http://juko.gifu-djr.or.jp/kenei/index.htm>）

2 入居申込み

- ・必要な書類（8ページ参照）を準備し、表紙の受付場所まで持参してください。（その場で資格審査を行いますので、郵送による申込みはできません。）

3 事前審査

- ・請書を提出していただきます。
- ・請書及び緊急連絡先になる者の本人確認書類を提出していただきます。
- ・提出書類の審査において記載内容に虚偽があった場合は入居決定を取り消すことがあります。

4 入居手続き及び入居説明会

- ・入居説明会は、入居申込みをした月の末日または翌月の末までに行います。
- ・入居説明会当日に、敷金（家賃の3ヶ月分）を金融機関で納めていただきます。
- ・入居に当たっての注意事項等の説明を受けていただいた後、住宅の鍵を渡しますので、必ず申込者本人または同居するご家族の方が出席してください。

5 入居日

- ・「入居日通知書」に記載されている日から15日以内に入居してください。なお、入居の事実を確認するため20日以内に世帯全員の住民票を提出していただきます。

- 注) 1 1申込みに対して1住宅しか申込みができません。
2 入居申込書類はお返しいたしません。
3 入居を辞退する場合は「辞退届」の提出をお願いします。

6 優先入居（抽選に当たったの当選確率を一般申込みに比べ高くします。）

優先入居とは、入居申込者数が募集戸数を上回った場合、下記の優先入居世帯用に募集戸数の5割の戸数を優先入居枠として確保し、優先入居世帯枠で抽選を行った後、この抽選に漏れた優先入居世帯が一般抽選に再度参加できる制度をいいます。ただし、雇用促進住宅の廃止に伴う退去者は2割の戸数を割り当てるものとします。この場合、小数点以下は切り捨てるものとします。

優先入居を実施するのは、加野、尾崎、北方、荒崎、旭ヶ丘、赤保木住宅です。

【優先入居世帯】

一 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人若しくは配偶者が60歳以上の夫婦のみの世帯 ・ 本人が60歳以上の単身世帯 ・ 本人（若しくは配偶者）が60歳以上で18歳未満の者が同居する世帯
二 障がい者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人または同居する親族が、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までに該当する場合。療育手帳（A₁、A₂、B₁級）または精神障害者保健福祉手帳の1級、2級程度に該当する場合 ・ 本人または同居する親族が、戦傷病者手帳の交付を受け、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症である場合
三 母子世帯	20歳未満の子を扶養する夫のいない女子の世帯
四 父子世帯	20歳未満の子を扶養する妻のいない男子の世帯
五 多子世帯	18歳未満の子が3人以上いる世帯
六 子育て世帯	中学校卒業前までの子のいる世帯、または申込時点において妊娠を確認できる世帯
七 新婚世帯	申込期限において入籍または結婚の日から2年未満の世帯、または入居日から3ヶ月以内に入籍予定の世帯
八 海外からの引揚世帯	海外からの引揚者で本邦に引き揚げてから5年を経過していない世帯
九 DV（ドメスティックバイオレンス）被害世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第10条の規定に基づき、保護命令中の被害者がいる世帯 ・ DV防止法第3条第2項第3号に規定する一時保護をされた者またはされている者がいる世帯 ・ 配偶者等からの暴力を入所理由とした婦人保護施設及び母子生活支援施設の退所者または入所者
十 犯罪被害者等	<p>犯罪により従前の住宅に居住することが困難になったことが明らかなる者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者 ロ 現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者
十一 雇用促進住宅の廃止に伴う退去者	特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）及び耐震診断結果に基づく雇用促進住宅の廃止に伴う退去者のうち、住宅に困窮する低額所得者で特に困窮度の高い世帯
十二 子ども・被災者支援法による支援対象避難者	平成23年3月11日時点で、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた避難者
十三 土砂災害特別警戒区域に居住する者	土砂災害特別警戒区域に居住しており、当該区域からの移転を希望する世帯

7 申込みに必要な書類

必要な書類	区分		
	給与所得者 一般	事業所得者 一般	
入居申込書	◎入居申込書		
世帯全員の住民票 (本籍地、続柄の省略のないもの) (世帯全員の在留カードの写し)	◎世帯全員の住民票(母子・父子世帯の場合及び結婚後2年以内である場合は戸籍謄本、外国籍の場合は結婚証明書に類する書類。結婚予定である場合及びパートナーシップの関係にある場合は申込者及び相手の世帯全員の住民票)		
県税の納税等証明書	◎県民税の納税証明書(市町村税務担当課) ◎県税の完納証明書(現居住地の所轄県税事務所) * 申込月発行のもの		
誓約書	誓約書(様式A)		
はがき(抽選会がない場合は不要)	はがき(住所、氏名を記入し、切手を貼付して提出)		
(申込みの時点で十六歳以上の方) 入居者全員の所得を証明する書類	令和6年6月30日までに 入居申込される方(基本)	◎令和5年度の所得・課税証明書(市役所等の税務担当課で取得可、扶養親族の数が分かるもの)	
	令和4年1月1日以降に転職している方 (基本提出書類に加えて)	・給与支給実績証明書(様式D) ・勤務条件についての証明書(様式F) ・控除対象配偶者及び扶養親族についての証明書(様式H) (勤務先で証明)	・月別収支明細書(様式E)
	転職が最近のため、まだ収入のない方 (基本提出書類に加えて)	・勤務条件についての証明書(様式F) ・控除対象配偶者及び扶養親族についての証明書(様式H) (勤務先で証明)	・月別収支見込書 (様式Eに準ずる)
	令和4年以降退職して収入がない方(基本提出書類に加えて)	・退職証明書(様式G)または ・雇用保険の離職証明書	・廃業証明書(様式は自由)
	入居日の前日までに退職予定の方(上記①か②の提出書類に加えて)	・退職見込証明書(様式G) ・入居説明会までに、退職証明書(様式G)	・廃業証明書(様式は自由)
	結婚予定の方	・婚約証明書(様式B)	
該当者のみ	パートナーシップの関係にある方と入居される方	・入居誓約書(様式C)	
	外国籍の方	・岐阜県パートナーシップ宣誓制度の受領証の写し(子がある場合は記載のある受領証、又は子の関係を確認できる書類)	
		・世帯全員の在留カードの写し	

注1) 結婚予定の場合は、入籍予定日の4ヶ月前から申込みできます。

例) 5月に結婚する方は、3月1日が入居日となる1月には申込みができます。(入居日から3ヶ月以内に実際に結婚(入籍)する方のみ申込可能です。) 結婚予定の方は入籍後に、戸籍謄本及び住民票を提出していただきます。

- 優先入居で申し込まれる方は、別途それらを証明する書類が必要となります。
 - 障害者手帳等をお持ちの方は写しを提出していただきます。その際原本確認をさせていただきますので、原本をお持ちください。
 - 所得・課税証明書は所得無しの場合でも発行されます。
 - 記載事項に虚偽があった場合は、入居申込みを無効とします。
- ※ 提出いただいた書類はお返しいたしません。
 ※ 上記の他に、書類が必要となる場合がありますので、詳しくは住宅供給公社にお問い合わせください。

8 収入基準

- 県営住宅は、県民生活の安定と福祉の増進を図るため、低廉な家賃で賃貸する住宅であることから、入居資格の1つに収入上限（所得月額15万8千円）を定めています。なお、家賃が入居世帯ごとの収入に応じて決まるため、家賃を決める所得階層を設定し、世帯毎に所得階層を決定しています。
- (1) 収入を計算する際の対象となる収入は、申込者(本人)及び同居親族(同居予定者を含む。)のうち、収入のある方全員の収入の合計です。
- (2) 収入を計算する際の対象となる収入は、所得税法上、課税の対象となる収入です。
- ① 給与所得…給与、賃金、賞与、残業手当等です。
 - ② 給与所得以外の所得…事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得等です。
 - ③ 収入の計算から除外される収入は、生活保護の扶助料、雇用保険金、傷病手当金、労災保険金、休業補償金、遺族年金など一部の年金など課税されない収入です。
 - ④ 公的年金を受給されている方は、12ページを参考に、収入に当たるかをご確認ください。
- 次に示す計算方法により所得金額を算出し、収入基準に該当するかどうかを判断します。

$$\cdot \text{所得月額} = \frac{\text{世帯全員の所得金額の合計} - \text{控除金額の合計}}{12 \text{ヶ月}}$$

- 注) 1 所得金額 給与所得者の場合 → 「給与所得控除後の金額」
事業所得者の場合 → 「年間総所得金額」
- 2 控除金額については12ページを参照してください。
- 3 1円未満の端数は切り捨てます。

【収入基準表】

所得階層	所得月額	備考
第1階層	0円～104,000円	最低家賃
第2階層	104,001円～123,000円	
第3階層	123,001円～139,000円	
第4階層	139,001円～158,000円	

- 原則として、所得月額15万8千円を超える方は、入居申込みの資格がありません。ただし、一部例外があります（14ページ参照）。
- 具体的な所得月額の計算は、次のようになります。

(例1) 特別控除対象者がいない場合

2人家族で入居します。給与所得者で年収300万円の人が1人、無収入の配偶者が1人の場合

収入のある人	年収金額	給与所得控除後の金額	備考
夫(会社員)	3,000,000円	2,020,000円	
妻(専業主婦)	0円	0円	

☆計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{所得金額} &= \frac{\text{夫の給与所得控除後の金額} + \text{妻の給与所得控除後の金額} - 38\text{万円} \times \text{同居親族数} - 10\text{万円} \times \text{給与所得者数}}{12\text{ヶ月}} \\
 &= \frac{2,020,000\text{円} + 0 - 380,000\text{円} \times 1 - 100,000\text{円} \times 1}{12\text{ヶ月}} \\
 &= 128,333\text{円/月}
 \end{aligned}$$

上記により算出した128,333円は、9ページの収入基準表の123,001円～139,000円の間には当てはまり、第3階層となるため入居申込みができます。

(例2) 特別控除対象者がいる場合

ひとり親で、給与収入があり、子供1人(10才)と入居する場合

収入のある人	年収金額	給与所得控除後の金額	備考
夫(会社員)	3,676,500円	2,500,800円	特別控除対象者
子供(10才)	0円	該当なし	

☆計算方法

$$\begin{aligned}
 \text{所得金額} &= \frac{\text{夫の給与所得控除後の金額} - 38\text{万円} \times 1 - 10\text{万円} \times 1 - \text{ひとり親控除金額}}{12\text{ヶ月}} \\
 &= \frac{2,500,800\text{円} - 380,000\text{円} - 100,000\text{円} - 350,000\text{円}}{12\text{ヶ月}} \\
 &= 139,233\text{円/月}
 \end{aligned}$$

上記により算出した139,233円は、9ページの収入基準表の139,001円～158,000円の間には当てはまり、第4階層となるため入居申込みができます。

◎ 年金所得者の所得算定方法 [求める所得金額 = A × B - C]

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	割合 (B)	控除額 (C)
65歳 未満	〔 公的年金等の収入金額の合計額が 600,000 円までの場合は、 所得金額はゼロとなります。 〕		
	600,001 円 から 1,299,999 円まで	100%	600,000 円
	1,300,000 円 から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円 から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円 から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
65歳 以上	〔 公的年金等の収入金額の合計額が 1,100,000 円までの場合は、 所得金額はゼロとなります。 〕		
	1,100,001 円 から 3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円
	3,300,000 円 から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円 から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円 から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円

注) 国民年金や厚生年金などを受給している方は、上記の表により参考にしてください。
なお、非課税となる遺族年金、障害年金などは除きます。

※ 年齢判定基準日は10月1日となります。

☆ 公的年金などの範囲は、概ね次のとおりです。

- ア) 国民年金法による老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、老齢福祉年金は収入から除外されます。）
- イ) 農業者年金基本法による経営委譲年金、農業者老齢年金
- ウ) 厚生年金保険法による老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金（障害厚生年金、遺族厚生年金、障害年金、遺族年金は収入から除外されます。）
- エ) 船員保険法による老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金（障害厚生年金、遺族厚生年金、障害年金、遺族年金は収入から除外されます。）
- オ) 国家公務員共済年金法、地方公務員等共済年金法、公共企業体職員等共済組合法、私立学校教職員共済組合法、農林漁業団体職員共済組合法による退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金（障害厚生年金、遺族厚生年金、障害年金、遺族年金は収入から除外されます。）
- カ) 厚生年金法による指定の共済組合が行う退職金共済制度に基づく年金
- キ) 石炭鉱業年金基本法による年金支給制度に基づく年金
- ク) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による国家公務員共済組合の退職年金に相当する年金
- ケ) 国家議員互助年金法による年金
- コ) 恩給法による普通恩給

◎ 控除金額の計算方法

控除種別		控除対象者	控除金額
A 基礎控除	ア 基礎控除振替分	給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	100,000 × 人 = 円 所得額が10万円未満の場合は当該所得金額
	イ 同居親族等控除	申込者本人を除く、同居（または同居しようとする）親族及び遠隔地扶養親族	380,000 × 人 = 円
B 個別を除くその他の特別控除	ウ 老人扶養控除	扶養親族のうち、年齢70歳以上の者 (年間の合計所得金額が48万円以下の者)	100,000 × 人 = 円
	エ 老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の者 (年間の合計所得金額が48万円以下の者)	
	オ 特定扶養控除	扶養控除対象者のうち、16歳以上23歳未満の者 (年間の合計所得金額が48万円以下の者)	250,000 × 人 = 円
	カ 障がい者控除	次の①～⑧のいずれかに当てはまる者 ()内は特別障がい者控除を受けられる人 ①精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (障がい等級が1級の人) ②身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている1級・2級の身体障がい者) ③療育手帳の交付を受けている人(等級がAの人) ④戦傷病者手帳の交付を受けている人 (戦傷病者手帳に障がい程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までのものであると記載されている人) ⑤心神喪失の常況にある人または知的障がい者と判定された人 (心神喪失の常況にある人または重度の知的障がいの人) ⑥(原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている人) ⑦(常に就床を要し、複雑な介護を要する人) ⑧精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人でその障がいの程度が②、⑤と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている人 (同じく②、⑤、()内と同程度と認定を受けている人)	270,000 × 人 = 円
	キ 特別障がい者控除	⑤心神喪失の常況にある人または知的障がい者と判定された人 (心神喪失の常況にある人または重度の知的障がいの人) ⑥(原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている人) ⑦(常に就床を要し、複雑な介護を要する人) ⑧精神または身体に障がいのある年齢65歳以上の人でその障がいの程度が②、⑤と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている人 (同じく②、⑤、()内と同程度と認定を受けている人)	400,000 × 人 = 円
C 個別の特別控除	ク 寡婦控除	所得者本人が各年の12月31日時点で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる者。 (1) 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	270,000 円 所得額が27万円未満の場合は当該所得金額
	ケ ひとり親控除	所得者本人が各年の12月31日時点で、婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の者で、次の要件の全てに該当する者。 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと (2) 生計を一にする子がいること (3) 合計所得金額が500万円以下であること	350,000 円 所得額が35万円未満の場合は当該所得金額

- 注) 1 各控除項目(扶養親族を除く。)対象者は所得税法で規定する対象者と同一です。
2 障がい者控除及び特別障がい者控除を受けようとする人は、障害者手帳等の証明できるものが必要です。

9 裁量階層

入居申込みができる世帯の条件に「収入基準額を超えないこと」がありますが、次の(ア)から(シ)までに該当する世帯は、特に居住の安定を図る必要があり、かつ、民間の賃貸住宅を借りようとするとき不利な立場にあると考えられることから、収入基準額の15万8千円を超えていても入居申込みができます。この収入基準額を超えていても入居できる所得階層のことを裁量階層といい、第5階層、第6階層、第7階層があります。

- (ア) 高齢者世帯 …… ○60歳以上の者のみからなる世帯（単身者を含む。）
○60歳以上の者と18歳未満の者からなる世帯
- (イ) 心身障がい者世帯 …… ○身体障害者手帳1級～4級までの程度または戦傷病者手帳特別項症～第6項症までの程度の者がいる世帯
○精神障害者保健福祉手帳1級～3級の程度、療育手帳A₁～B₂の程度の者がいる世帯
- (ウ) 子育て世帯 …… ○中学校を卒業するまでの者がいる世帯
- (エ) 新婚世帯 …… ○婚姻日から入居申込日までの期間が2年以内である世帯（事実婚である場合は同居開始日から2年以内）
○結婚予定者で入居後3ヶ月以内に結婚する世帯
- (オ) 多子世帯 …… ○18歳未満の者が3人以上いる世帯
- (カ) 戦傷病者世帯 …… ○戦傷病者で障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症までまたは第一款症である者がいる世帯
- (キ) 原子爆弾被爆者世帯 …… ○原子爆弾被爆者のいる世帯
- (ク) 生活保護世帯 …… ○生活保護を受けている世帯または中国残留邦人等で支援給付を受けている者がいる世帯
- (ケ) 海外引揚者世帯 …… ○海外からの引揚者で5年を経過していない者がいる世帯
- (コ) ハンセン病療養所入所者世帯 …… ○入居者または同居者にハンセン病療養所入所者がいる世帯
- (サ) DV被害世帯 …… ○DV防止法の規定による一時保護または保護終了から5年未満の者がいる世帯
○裁判所に保護命令の申立てを行い、その効力を生じた日から5年未満の者がいる世帯
- (シ) 被災世帯 …… ○被災市街地復興特別支援法または福島復興再生特別措置法の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を具備する者がいる世帯

注) 上記は、それぞれ該当する証明書類を提出してください。

	所得階層	所得月額
(ア)～(シ)の世帯	第5階層	158,001円～186,000円
	第6階層	186,001円～214,000円
	第7階層	214,001円～259,000円

10 特定目的住宅

・県営住宅の中で特定の目的をもって設置した住戸

(1) 高齢者対応型住戸（60歳以上の者がいる世帯及び身体障がい者1～4級程度の者がいる世帯は申込可能）

高齢者及び身体障がい者が安心して入居できるよう改善を施した住戸が一部あります。

1階及びエレベーター設置階に、段差解消、手すり・浴室・洋式トイレの設置、レバーハンドル化を施しています。

(2) 身体障がい者用住戸（車いす使用身体障がい者）

北方住宅には、身体障がい者用住戸があります。車いすでの生活が容易となるような構造となっています。身体障害者手帳1級から4級までの程度に該当し、常時車いすを使用している者がいる世帯に入居資格があります。

11 特定公共賃貸住宅（北方住宅）

北方住宅の中で、中堅所得者の方に良質な賃貸住宅を提供するために、県が整備した住戸です。

<間取り> 3DK～4LDK（80m²～）

<入居資格> 県営住宅の入居資格①から②まで及び⑤（2～3ページ参照）を満たし、所得月額が158,001円～487,000円の世帯が対象です。

<収入基準表>

所得階層	所得月額	家賃額
第1階層	158,001円～259,000円	66,100円～74,200円
第2階層	259,001円～445,000円	90,600円～99,700円
第3階層	445,001円～487,000円	115,000円～125,000円

12 入居後の各種手続

(1) 家賃等の納入

毎月の家賃及び駐車場使用料は、次のいずれかの方法で納入してください。

(ア) 口座振替

所定の「預金口座振替依頼書・納入通知依頼書」に必要事項を記入し、取引先の金融機関（郵便局を除く。）の窓口へ提出してください。金融機関において確認した後、「納入通知依頼書」が返却されますので、これを岐阜県住宅供給公社へ提出してください。金融機関で手続を済ませても、公社に「納入通知依頼書」が提出されない限り口座振替をすることができませんのでご注意ください。

振替開始までに1～2ヶ月程度を要します。

(イ) 現金納入

毎月、納入通知書が配布されますので、記載されている納期限までに金融機関窓口やコンビニエンスストアで納入してください。なお、納期限までに納入されない場合は、岐阜県税外収入延滞金徴収条例の例に基づく率により算出した延滞金を徴収します。

(2) 収入申告（毎年、世帯の収入を報告していただきます。収入申告書は県から送付します。）

県営住宅は、住宅に困窮する方に低廉な家賃で賃貸することを目的としている施設です。この低廉

な家賃は、国や県の財政支出によって実現しており、県営住宅への入居は、実質的に公的な給付を受けていることと変わりありません。

公的な扶助の制度には、例えば生活保護のように、給付を受けようとする方からの申請が必要です。県営住宅の場合も、低廉な家賃の設定を受けるため、入居者が毎年度、知事に対して収入を申告することが法律及び条例で義務づけられています。この申告に基づき、翌年度の家賃を決定します。

毎年夏頃、収入報告の用紙を配布します。これに必要事項を記入のうえ、証明書類（市町村が発行する所得課税証明書等）を添付して提出してください。なお、マイナンバー制度を利用して申告することもできます。申告がない場合、法律の規定に基づいて算出した近傍同種の住宅の家賃（民間住宅並の家賃）となります。

ただし、名義人が認知症、知的障がい者、精神障がい者その他これらに準ずる者で、収入申告が困難と認められる場合には、名義人に代わって岐阜県が収入を調査し、家賃を定めることができます。

なお、所得の変動以外にも、次の場合に家賃の額を変更することがあります。

- (ア) 法律等の改正があったとき
- (イ) 住宅の改良工事を実施したとき
- (ウ) 物価の変動により、家賃を変更する必要があるとき
- (エ) 県営住宅相互間における家賃の均衡上必要があるとき

(3) 申請・届出が必要な場合

次の場合は、所定の様式に必要事項を記載し、証明書類を添付のうえ提出してください。

事 例	様 式
同居人が増えたとき (子供が生まれた場合、結婚により同居する場合など)	同居承認申請書
同居人が減ったとき (結婚や離婚により退去した場合、死亡した場合など)	同居人異動届
結婚や離婚により氏を変更したとき	入居者氏名変更届
30日以上住宅を空けるとき	住宅使用一時中止届
住宅について軽微な変更を行うとき (エアコンの取り付けに伴う電気容量の変更など)	県営住宅模様替(増築)承認申請書
加齢に伴う身体機能の低下、または身体障がい者となり、階段の昇降が困難となったため、高層の住戸から低層の住戸に移動するとき	住宅変更申請書
緊急連絡先を変更するとき	緊急連絡先変更届
緊急連絡先の住所等に変更があったとき	緊急連絡先住所等変更届
住宅を退去するとき	住宅明渡届

1.3 収入超過者・高額所得者への対応

(1) 収入超過者の家賃の引き上げ

県営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ、収入基準額（一般世帯である場合は月額15万8千円、裁量階層（13ページ参照）である場合は25万9千円）を超える所得のある入居者の方には、法律及び条例の規定により「収入超過者」と認定されます。

この認定がなされた場合、住宅を明け渡すよう努力する義務が生じるほか、引き続き入居される場合は、認定の翌年度から家賃が引き上げられます。

所得階層	第5階層	第6階層	第7階層	第8階層
	158,001円～ 186,000円	186,001円～ 214,000円	214,001円～ 259,000円	259,001円～
裁量世帯に該当しない世帯	収入超過者			
裁量世帯 ※	(収入基準以内)			収入超過者

※ 高齢者世帯、心身障がい者世帯、子育て世帯、新婚世帯、多子世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、DV被害世帯、被災世帯（13ページ参照）

(例) 令和5年度に第5階層で収入超過者の認定を受けた方が、翌令和6年度以降も県営住宅に入居を続ける場合

第5階層の本来家賃が35,000円、近傍同種の住宅の家賃（民間住宅並の家賃）が80,000円である場合、各年度の家賃は次のようになります。

なお、近傍同種の住宅の家賃は、法律の規定に基づいて年度ごとに算出します。

令和5年度	$35,000 + \{ (80,000 - 35,000) \times 1/5 \} = 44,000$ 円
令和6年度	$35,000 + \{ (80,000 - 35,000) \times 2/5 \} = 53,000$ 円
令和7年度	$35,000 + \{ (80,000 - 35,000) \times 3/5 \} = 62,000$ 円
令和8年度	$35,000 + \{ (80,000 - 35,000) \times 4/5 \} = 71,000$ 円
令和9年度以降	80,000 円

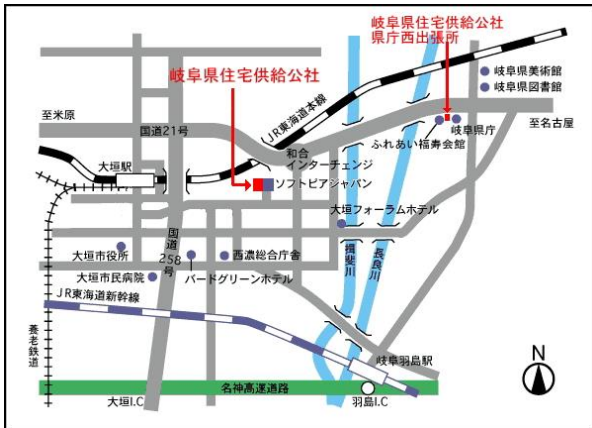
(2) 高額所得者に対する住宅の明渡請求

県営住宅に引き続き5年以上入居し、かつ、最近2年間引き続き月額31万3千円を超える所得がある方は、法律及び条例の規定により「高額所得者」と認定されます。

認定された方の世帯に、住宅を明け渡すことができない特別な理由（名義人または同居親族が長期にわたって病気治療中のため、多額の費用を要する場合など）が認められない限り、法律及び条例の規定に基づき、期限を定めて住宅の明渡しを請求します。

期限が到来したときは、速やかに住宅を明け渡さなければなりません。期限後も住宅を明け渡さない場合は、期限が到来した日の翌日から明渡しを行う日までの期間について、法律の規定に基づいて算出した近傍同種の住宅の家賃（民間住宅並の家賃）の2倍に相当する額の金銭を徴収します。それでも明渡しに応じない場合、裁判上の明渡し請求を提起することになります。

14 問い合わせ場所

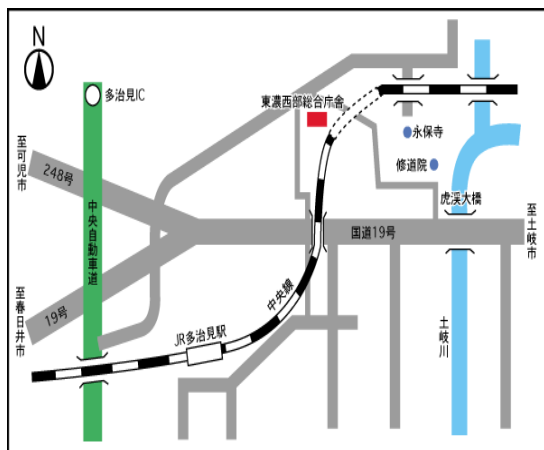


岐阜県住宅供給公社 管理課

大垣市今宿 6 丁目 52 番地 18
 ワークショップ 2 4 6 階 (ソフピアジャパン内)
 ☎ <0584> 81-8503 (直通)

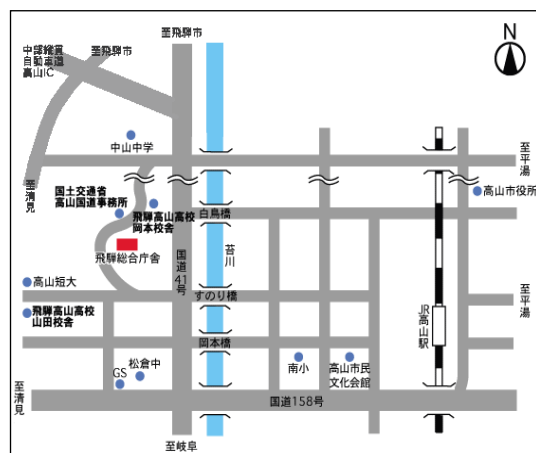
岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所

岐阜市藪田南 5 丁目 14 番地 12
 岐阜県シンクタンク庁舎 3 階
 ☎ <058> 214-7058 (直通)



東濃建築事務所

多治見市上野町 5 丁目 68 番地 1
 東濃西部総合庁舎内 4 階
 ☎ <0572> 23-1111 (内線 336)



飛騨建築事務所 (ガイドの配布のみ)

高山市上岡本町 7 丁目 468 番地
 飛騨総合庁舎内 2 階
 ☎ <0577> 33-1111 (内線 392)